

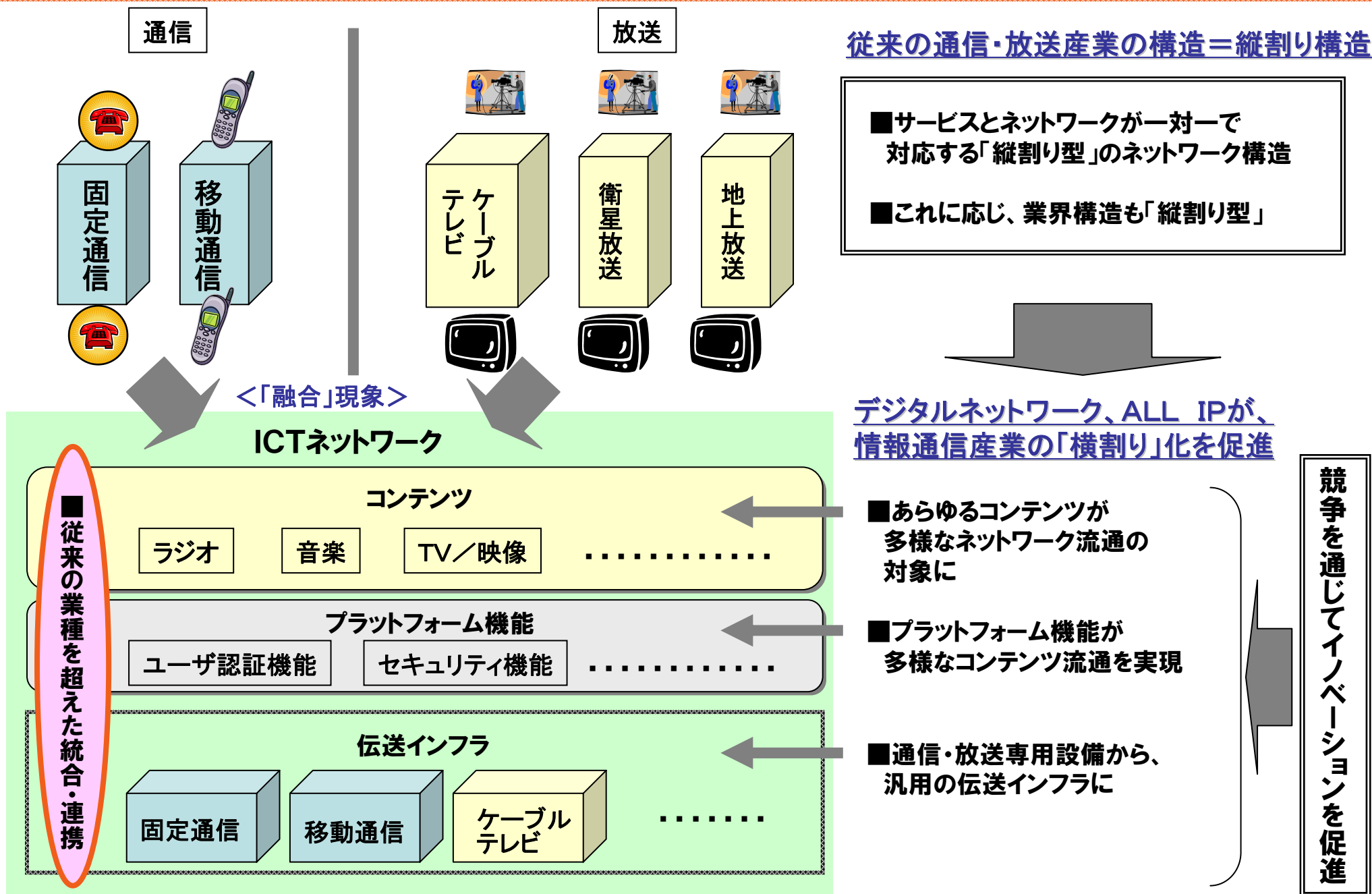
---

# 通信・放送の総合的な法体系 ～中間取りまとめ(案)のポイント～

---

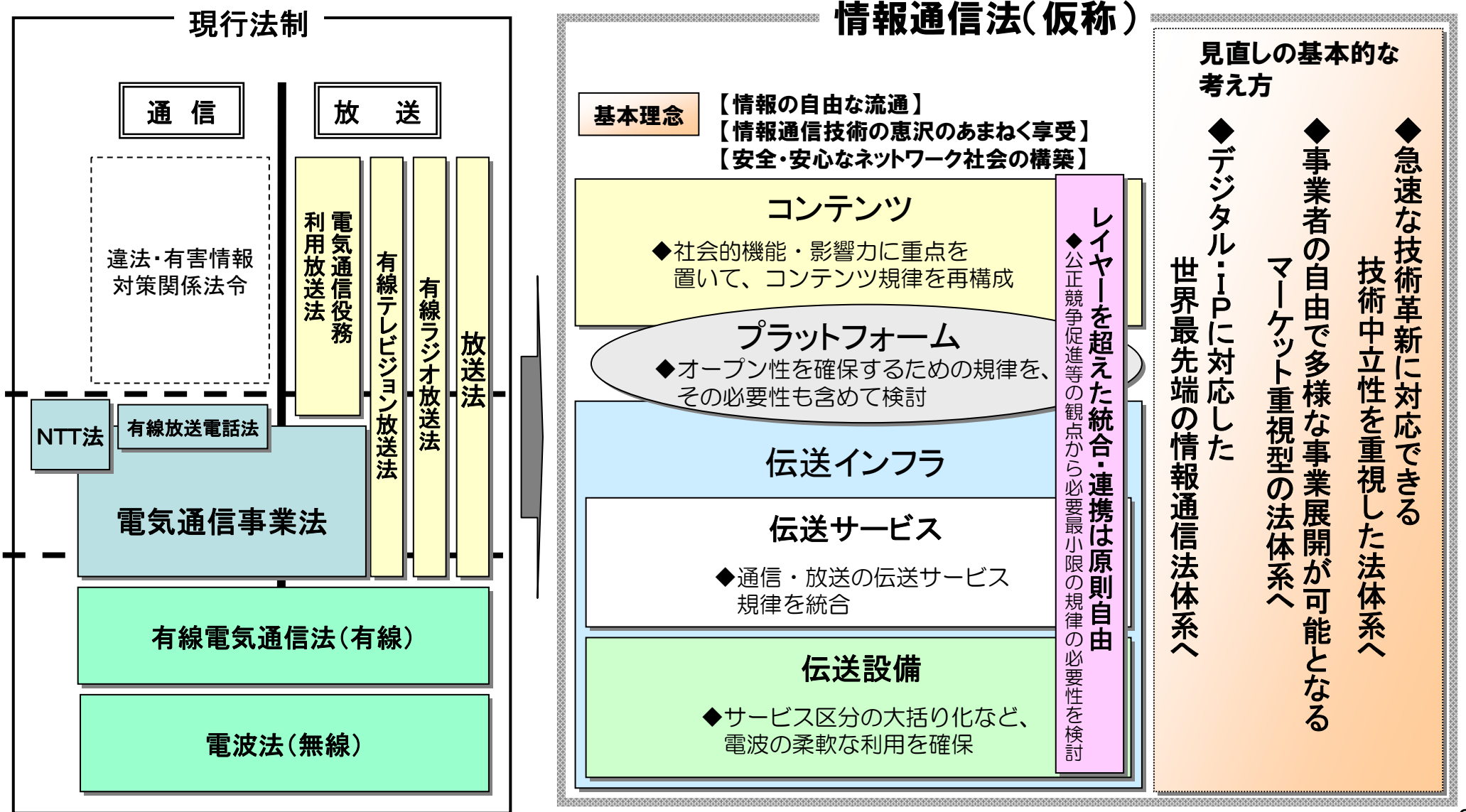
平成19年6月19日

# 1 デジタル・IPがもたらす情報通信産業の構造変化

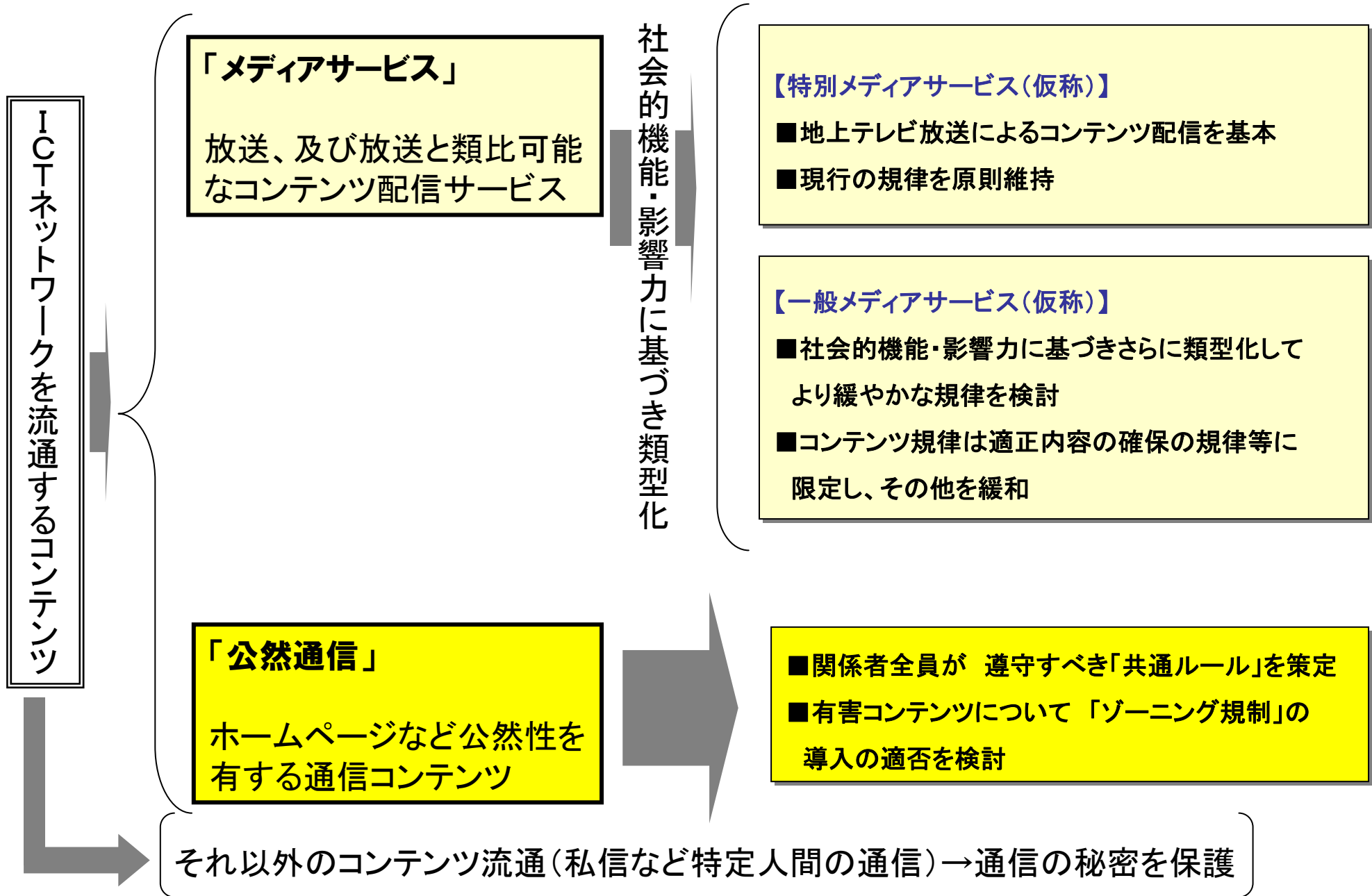


## 2 通信・放送法制の抜本的再編

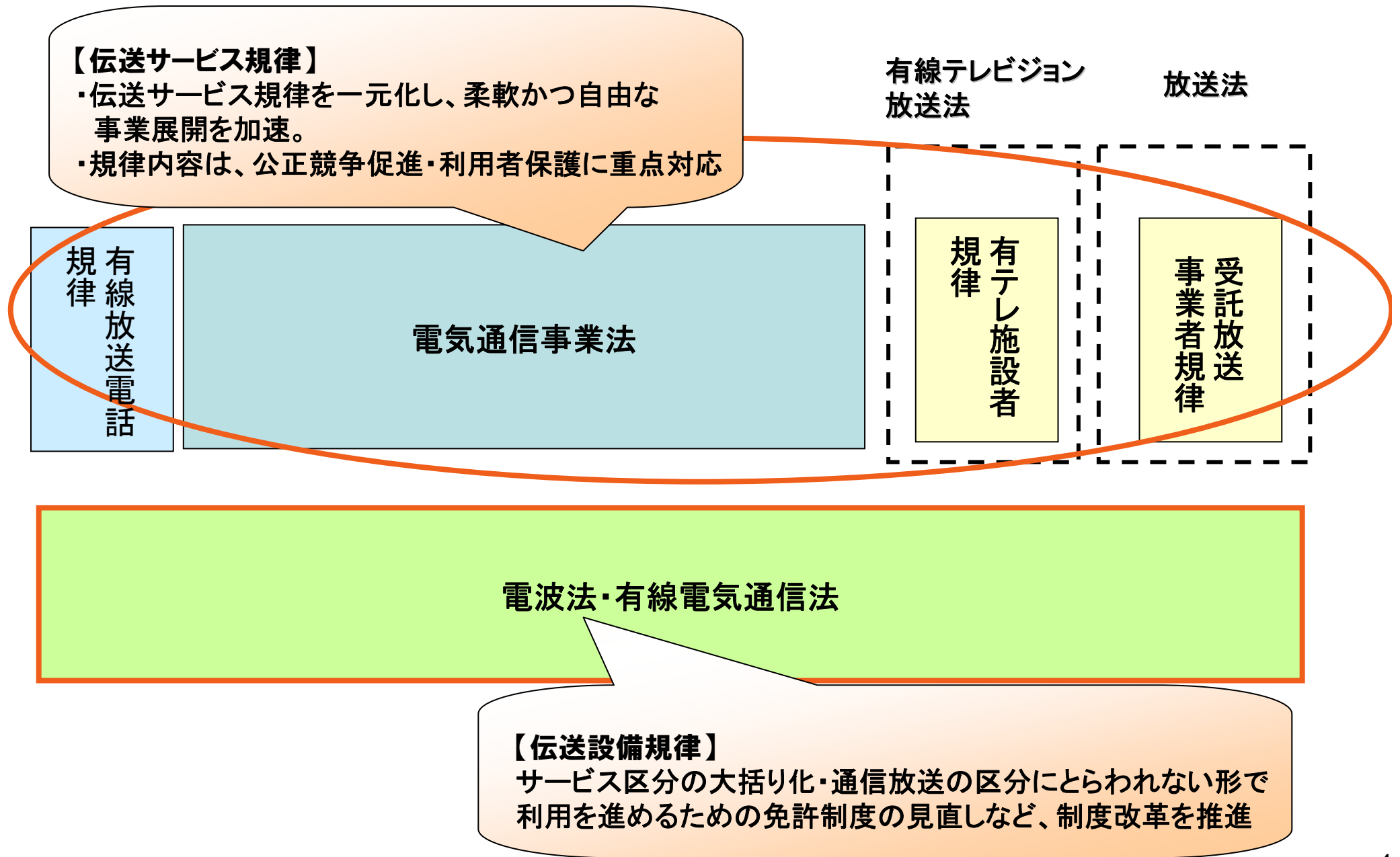
- デジタル・IPによる情報通信産業の構造変化を踏まえ、法体系を「縦割り」から「レイヤー構造」へ転換。
- 現在の通信・放送法制を「情報通信法(仮称)」として一本化。



### 3 コンテンツに関する法体系のあり方



## 4 伝送インフラに関する法体系のあり方



## 5 プラットフォームに関する法体系、レイヤー間規律のあり方

### ■ プラットフォームに関する法体系のあり方

- ・プラットフォーム機能※が新たなボトルネックとして「情報の自由な流通」を阻害するおそれがあることを踏まえ、不当差別禁止などオープン性の確保のための措置について、その必要性を含めて検討。

※プラットフォーム機能は、「物理的な電気通信設備と連携して多様な事業者間や事業者とユーザの間を仲介し、利便性の高い安全・安心なコンテンツ配信・商取引利用や公的サービス提供の実現を目的とした、サービスポータル機能や、ネットワーク及びそれと連携する端末上のソフトウェア機能」と定義

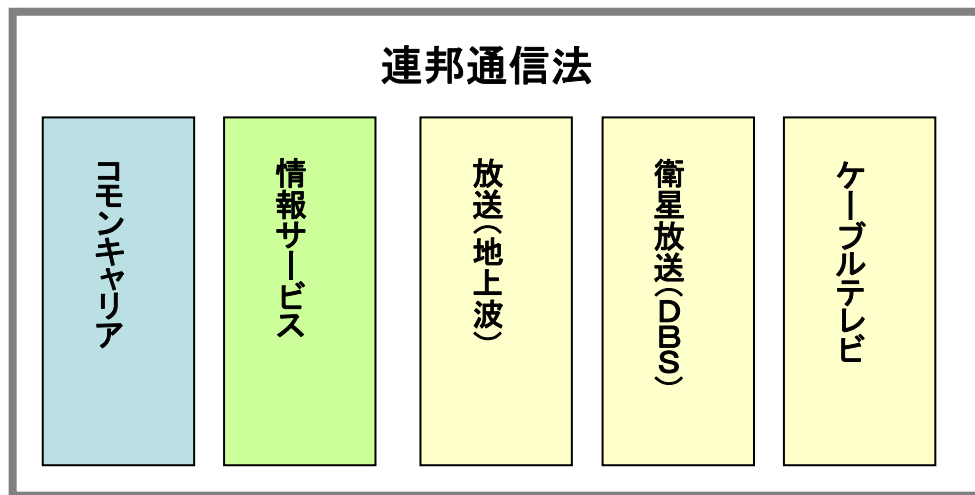
### ■ レイヤー間の規律のあり方

- ・事業者がレイヤーを超えた事業展開を進めることは原則自由。
- ・ただし、国民生活に不可欠な情報流通の確保や、メディアの多元性確保・公正競争促進の観点から必要な場合について、レイヤー間規律の整備の必要性について検討。

## (参考) 米国・EUの動向

米国

→法律は一本だが、サービス類型ごとに規律

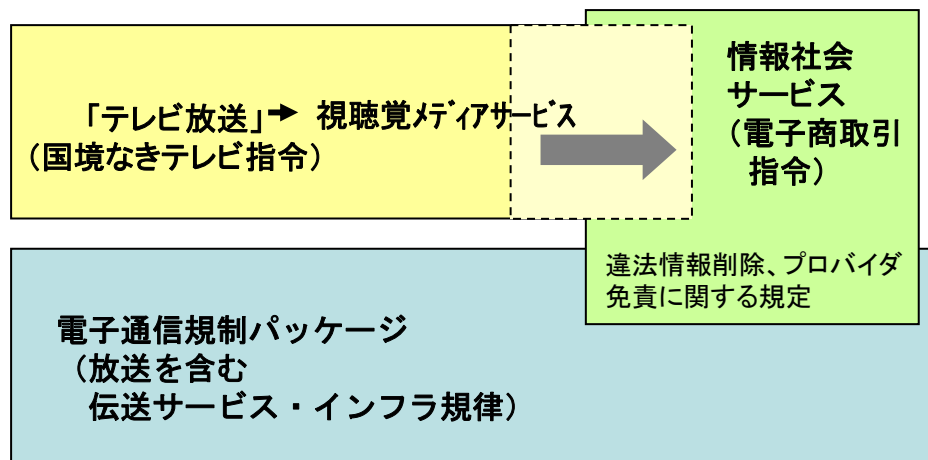


### 【融合・連携への対応】

- サービス類型別の規律体系自体を抜本的に見直す動きはない。
- 融合・連携については、映像配信サービスを中心に個別制度の見直しが議論。  
～コモンキャリアの映像配信サービス進出に関して、地方自治体ごとのケーブルテレビのフランチャイズ取得を簡素化  
～インターネット上の映像伝送について、コモンキャリアが料金の上乗せを主張、ISP等は「ネット中立性」を訴え

EU

→レイヤー型規律体系を指向



### 【融合・連携への対応】

- EUではレイヤー型規律体系を指向。  
～コンテンツ規律の対象を「テレビ放送」から「視聴覚メディアサービス」に拡大し、リニアサービス・ノンリニアサービスに分類して規律を適用
- ～「電子通信規制パッケージ」について、周波数政策に関する技術・サービス中立性の確保、支配的事業者規制の見直し(検討中)

※この他、「オンラインメディア」を対象として、行動準則(code of conduct)を政府機関その他関係者が共同で策定し、有害コンテンツ流通防止に共同で取り組む枠組みの導入等を加盟国に勧奨する「視聴覚と情報サービス産業の競争に係る青少年と人間の尊厳の保護及び反論権に関する勧告」を昨年12月採択。